

2024年4月30日付通告書に対する日本政府の回答

Ref: AL JPN 1/2024

2024年6月27日

1. 日本国政府(以下「政府」という)は、宗教又は信仰の自由に関する特別報告者、教育の権利に関する特別報告者、意見及び表現の自由の権利の促進及び保護に関する特別報告者及び平和的な集会及び結社の自由の権利に関する特別報告者により発出された2024年4月30日付の通告書(以下、通告書)を確認しました。
通告書において、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」(以下「Q&A」という)について、エホバの証人やその他の宗教的または信仰的少数派に対するヘイトクライムやヘイトスピーチの増加につながっていると、懸念を表明しています。
2. 日本国憲法は、第20条で信教の自由を、第19条で思想と良心の自由を、第21条で集会・結社・表現の自由を保障しています。また、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び「子どもの権利条約」の締約国として、思想、良心及び信教の自由の権利及び子どもの権利を保護・促進することを重視しています。
3. この点に関しまして、通告書において政府からの回答を求められた一般質問1から5についてお答えしたいと思います。

1. 上記の申し立てについて、追加情報やコメントがあれば教えてください

4. 日本では、児童虐待の防止及び処遇に関する法律第2条の規定により、虐待とは、児童に外的傷害を生じさせ、又はそのおそれのある暴行、監護者としての監護義務を著しく怠る著しい不履行、又は児童に著しい傷を負わせる言動を含む行為と定義されています。ただし、児童虐待行為が行われた場合でも、保護者の宗教的信条その他の信条(何らかの霊的靈感その他の方法により他人の不安を煽るものを含む。論理や理屈に基づく立証が困難※)、信教の自由を両立させる観点から、一部の自治体が判断を躊躇するのではないかという懸念があります。

※以下の場合も同様です。

5. この懸念に応じて、Q&Aは、宗教的信念が状況の根本原因であると考えられる場合でも、状況の背後に宗教的またはその他の信念がない場合と同様に、児童虐待を構成することを明確にしています。さらに、児童虐待の具体的な事例としてQ&Aに示されているケースも、その背後に宗教的またはその他の信念がない場合でも、児童虐待を

構成します。参考までに、2023 年度に実施した「保護者の宗教的信条等に起因する児童虐待・ネグレクトに関する調査研究」では、「保護者の宗教的信条等に起因すると推測される虐待の事例はあるか」という質問に対して、37 施設(全回答の 16.2%)が「はい」と回答しました。

6. したがって、Q&A は、通告書で主張されているように、「宗教的または信念に基づく活動または教義から生じる児童虐待の基準を、本質的に非宗教的なものよりも低く設定する」ことは決してしていません。日本国政府は、Q&A がそのような低い基準を奨励しているとは考えていません。
7. 通告書では、Q&A ガイドラインと関連する調査研究の発表が、ヘイトクライムやその他の問題の増加につながったようだと主張しています。エホバの証人の代表はまた、最近の対話で、メンバーに対して暴力行為を犯した攻撃者が攻撃の正当化として Q&A を引用したことを日本政府に通知しました。仮に Q&A が暴力的な攻撃を正当化するために使われたとしても、これは日本政府の政策の意図とは全く関係がなく、非常に遺憾です。
8. 信教の自由は尊重されるべきであり、日本国政府は、宗教その他の信条に基づく差別や暴力を容認しません。同時に、保護者の宗教的またはその他の信念が問題に関係しているかどうかにかかわらず、児童虐待も決して容認されるべきではありません。我が国政府は、子どもの命を守り、心身の育成を確保し、人権を保障する観点から、このような攻撃者が暴力による不合理な攻撃を正当化するために Q&A を利用しているという理由で、Q&A の扱いを変えるべきではないと考えます。これらの攻撃に対する対策は、以下の質問 2 と 3 への回答をご参照下さい。
9. さらに、Q&A に関して、通告書は、「エホバの証人が厚生労働省との面会を繰り返し求めたにもかかわらず、Q&A ガイドラインが完成するまで何も許可されなかった」と主張しています。しかし、エホバの証人は 2022 年 12 月 8 日に面会を要請し、2022 年 12 月 26 日に厚生労働省子ども家庭政策局(当時)の事務局で面会が開かれました。さらに、通告書は、子ども家庭庁が再三の要求にもかかわらず、エホバの証人との面会を拒否したと書いています。しかし、子ども家庭庁は、2023 年 4 月の設立以来、エホバの証人に数回会っています。
10. なお、通告書は、政府が Q&A の作成に当たっては、特定の団体とのみ協議したと主張していますが、旧厚生労働省児童家庭政策局(当時)事務局が、幅広い関係者の意見を聴きながら作成したものであり、特定のグループではありません。

2. エホバの証人および/またはその礼拝所を標的とした暴力行為、または計画された暴力行為について、予防、調査、および予防のために講じられた手順に関する情報を提供してください

11. エホバの証人やその礼拝所に限ったことではありませんが、一般的には、法律や証拠に基づいて宗教施設を標的とした暴力行為を含め、暴力行為や暴力行為を計画している場合には適切に対応しています。

12. また、検察当局は、適用される法律や証拠に基づいて捜査を行い、刑事裁判に値する加害者を起訴します。

3. エホバの証人、その他の宗教や信仰の少数派に対する不寛容、差別、暴力、ヘイトスピーチ、差別や脅迫行為に対処するために、国際基準に従って閣下政府が講じた措置に関する情報を提供してください。

13. 日本国政府は、締約国である国際条約及び国内法に基づく義務を誠実に履行します。

14. 法務省の人権機関は、エホバの証人やその他の宗教的・信仰的少数派だけでなく、法務局の職員や人権ボランティアによるすべての人権問題に関する人権相談サービスを提供しています。人権侵害の被害者が救済を求めた場合、各機関は速やかに救済手続きを開始し、事実関係や状況を踏まえて適切な措置を講じます。

15. 日本司法支援センター(法テラス)は、全国の人々が全国の紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を構築するために、利用者からの問い合わせに応じて法的紛争を解決するための法制度やサービスに関する情報を提供するとともに、経済的に余裕のない人々のための民事法律扶助サービスを提供しています。

4. Q&A ガイドラインが、日本も批准している「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、ICESCR および CRC に規定されているものを含め、自らの信念に従って子どもの宗教的および道徳的教育を確保する親の権利に関する国際人権基準とどのように両立するかを説明してください。

16. Q&A は、児童虐待に等しい宗教的信念から生じる行為を児童虐待の事例と見なすことは、その行為の背後にそのような宗教的信念がなかったときに、児童虐待に相当する

場合に関してそうするのと同様に適切であることを明確にしています。Q&A では、日本国憲法に規定された思想と良心の自由、信教の自由、集会と結社の自由、教育を受ける権利、および国内法に規定された親の責任、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約及び児童の権利条約(以下、総称して「信教の自由等」という)に掲げられている権利を最大限尊重することを前提としています。

17. また、Q&A の発出前から、信教の自由等が宗教的信条から生じる児童虐待を正当化するものではないことは明らかです。Q&A の発行は、日本における信教の自由等の権利に影響を与えるものではありません。
18. 児童虐待とみなされる行為(児童に身体的傷害を生じさせる、または引き起こすおそれのある暴行、監護者としての監護義務の重大な不履行、児童に著しいトラウマを与える言動等)に至らない限り、監護者は、児童に対し、自らの信念に従って宗教的・道徳的教育を行うことができる。したがって、通告書で言及されている権利と矛盾はないと考えています。

5. Q&A ガイドライン及びその他の関連資料について、国内の宗教・信条団体、宗教的・信条的少数派を含むすべての利害関係者との有意義な対話を促進するために講じられた前向きな措置に関する情報を提供してください。

19. 日本政府は、この回答において、我々が対話を行った個々のグループのリストを提供することは差し控えますが、日本政府は、Q&A の作成過程及び公表後において、この通告書で言及されたエホバの証人を含む様々な当事者と対話を行ってきたことに留意します。